

解説編

事件の真相とその後の動向



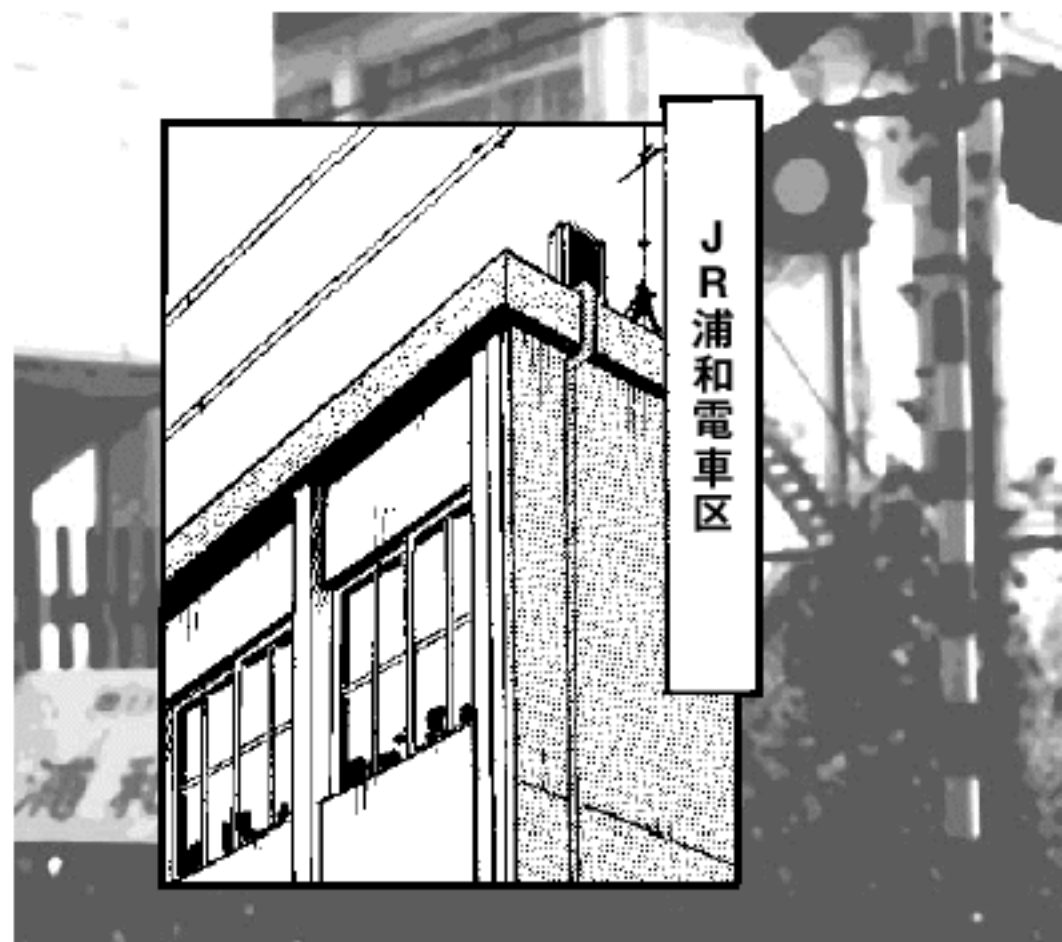
「浦和電車区事件」が 発生した背景

JRの労働組合は、大別して、JR連合（7万4千名）、JR総連（6万9千名）、国労（1万6千名）の三極に分かれています。各社ともに「オープンシヨップ制」で組合加入は自由であり、組合員は自らの意思で組合を選択します。

全国的にはJR連合が最大組合ですが、JR東日本においては、JR総連に加盟するJR東労組（4万6千名）が79%を占め、次いで国労（8600名）が15%、JR連合加盟のJR東日本ユニオン（1900名）が3%という組織構成となっています。なお、事件当時の浦和電車区の労組構成は、JR東労組180名、国労52名、建交労2名で、JR連合系の労働組合の組合員はいませんでした。

1. JR東労組に支配された職場実態

「浦和電車区事件」の背景には、JR総連・JR東労組の組織の論理や、当時の会社の労務姿勢があります。事件当時、JR東日本の職場では、「JR東労組にあらずんば人にあらず」といった風潮がまかり通り、JR連合や国労など、JR東労組以外の組合員は昇進、昇格や配転などであからさまに差別され、また、職場内で、JR東労組役員から「話し合い」と称する集団での糾弾行為などが平然と行われていました。職場規律は乱れ、職場の管理権がJR東労組に奪われていたような状態にありました。



この「浦和電車区事件」は氷山の一角であり、JR連合の組合員と交流したことを理由に、徹底した糾弾行為が行われた「三鷹電車区事件」（90ページ参照）など、1996年から2001年にかけて、JR東労組役員による多くの同様の事件が発生しました。「三鷹電車区事件」では、運転士の出勤時に注意事項などを伝達、確認する「乗務点呼」を集団で妨害したり、運転中に対向列車からパッシングをしたり、電車基地の構内において、集団で信号を隠すなど、信じられないような安全破壊行為が繰り返されたのです。

2. 事件を生んだ特異な

「積極攻撃型組織防衛論」

JR総連・JR東労組が、常識では考えられないほどに、執拗かつ陰湿な糾弾、恫喝を敢行するのは、その背景に、彼らの特異な組織論理があると考えられます。

まず、組織の強化のために、内部に敵をつくり、攻撃することによって組織を固める「積極攻撃型組織防衛論」なる論理が貫かれています。JR東労組の役員討議資料でも、「浦和電車区事件」に関して、「敵対矛盾として現れ存在する吉田（注・光晴氏）に対する闘いは、「積極攻撃型組織防衛論」からして全くの正当な戦いである」と記載されています。

つい最近でも、JR東労組元会長の松崎明氏は、「われらのインタール（vol.12）」（2008年8月発行）なる雑誌の「リーダーたちへ、5年先を見つめ、悔いのないたたかいかい」という論文で、次のように述べています。

…積極攻撃型組織防衛論というのは世界にまったくなかったんですから、われわれが創ったんですから。マル生だって世界でどこも勝っていない。われわれだけが勝った。ちゃんと歴史に学んでほしい。歴史に学ばずに、「積極攻撃型組織防衛論？松崎に勝手に言わせておけ」、そんなことを言っている人がいるらしいけれど。…これに対してはわれわれは断固として闘う。現れ形態はソフトであろうと「内部の敵」なんですから。…（中略）…だから積極攻撃型組織防衛論というのは、これまでの世界の労働運動の敗北の歴史のなかから、勝利の展望を切り拓く唯一の理論だと。

一般の方には非常に理解しにくいのですが、JR東労組に敵対する者を「組織破壊者」と規定し、徹底して攻撃することで、団結を強化しようとする組織方針が貫徹されていたとみることができます。この論理に立てば、人間の尊厳を否定しようと、安全を破壊しようと、組織防衛のための行動は、すべて正当化されるということなのでしょう。

3. 他労組との一切の交遊を否定する

「平和共存否定」

JR総連・JR東労組の組織には、「積極攻撃型組織防衛論」を具現化する「平和共存否定」という方針が徹底されています。「酒を飲むな」「挨拶するな」など、他労組の組合員との一切の付き合いを否定するものです。

JR東日本では、もともとあった職場の「親睦会」が、JR東労組役員らの抗議や会費納入の凍結などの「実力行使」で解散させられました。JR東日本では、JR東労組以外の組合員が転勤しても、職場主催の歓送迎会はありません。会社主催のスポーツ大会・レクリエーション大会は、JR東労組が後援しているという理由で、会社が他労組組合員の参加の辞退を迫るといった有様です。JR総連加盟のJR北海道労組の役員は自組合員に対し、JR連合など他労組組合員を結婚式に招待したり、他労組組合員の結婚式に出席することを禁止し、妨害行動を行うなど、各所でトラブルが発生しています。労働組合が組合員の結婚式の招待に関与することなどまったく非常識ですし、それを公言しているのですから、呆れるばかりです。また、これを忠実に実行する役員がいることも驚きです。

このような異常な方針が、「浦和電車区事件」を発生させたことは明らかです。

〔JR北海道労組第17回大会 鎌田書記長（現・JR総連書記長）総括
答弁要旨（抄）〕

※ JR北海道労組機関紙「ひびき（vol.255）」（2002年7月5日発行）より

だからこそ、国労・鉄産労解体なのである。しかし、前進しない根拠に、「平和共存」があった。これを打破するために結婚式問題を提起した。あくまでも「平和共存」を打破する拠点を自分の中に、組合員の中に、そして組織全体に確固としてうち立てるために取り組んできた。なぜ我々の組合を破壊しようとしている国労・鉄産労組合員に祝ってもらわなければならないのか、祝ってあげなければならないのか。それらを組合員と議論し、解体に向けた拠点を一つ一つ、国労・鉄産労解体のたたかいをもう一度、職場からつくりだす必要がある。

4. 組織方針に基づき行われた 吉田氏への追及

これまでみた通り、吉田氏への集団的な追及行動は、JR東労組浦和電車区分会の組織方針によって行われたことは明らかです。例えば、2000年12月29日に「闘争委員会」を設置し、組織を挙げて吉田氏を追及する方針を固めているほか（8ページ）、2001年1月4日～6日の6回にわたる職場集会（24ページ）、2月13日～16日の7回にわたる職場集会（44ページ）、1月22日～26日で吉田氏への追及方針を全組合員に徹底した個別総対話、吉田氏を脱退させたことの結果を確認した3月4日の「俺たちの情熱と団結力を結集する大集会」など

を開催して方針が確認されています。また、分会の情報、見解、レジメなどにも、彼らの組織方針が書かれていました。

2月13日～16日の7回の職場集会では、冒頭、JR東労組浦和電車区分会が発した「闘争宣言」を参加者で読み合わせていました。宣言には、「われわれは、吉田の発言自体がグリーンユニオンの意を体し、

吉田がJR東労組の組織を破壊せんと行動したことを全組合員に明ら

かにするものである。よって、

吉田はわれわれの今後の様々な闘いに対する妨害者でしかないことをここに明確にし、あらゆる組織破壊攻撃に対し、全組合員で闘いを挑むことを明らかにする」と激しい表現が記載されていました。

2月28日発行の分会「闘争委員会ニュース第5号」には、

「2月13日～16日の「吉田追及集会」において出席者全員で吉田本人に心からの怒りをぶつけてきましたが、相も変わらず無表情であり人間としての感情を持ち合わせているのか疑わざるをえません。私たちの猛烈な追及に耐えかねたのか、ついに吉田本人の口から「東労組を脱退します」という言葉が発せられますし



た」とあり、吉田氏を猛烈に追及し脱退させたことを自ら認めています。さらに、「脱退は勿論言動・行動からすれば極めて当然のことではありますが、心から反省させるとして今日までできましたが本日2月28日に脱退届を提出させました。ただ脱退させればいいというものはありませんし、これからも吉田に対する追及の手を緩めることは決してありません」と記載してあります。組織のためには都合の悪い者を徹底して糾弾するという、彼らの異常な性質は明らかです。仲間をここまでいじめても、良心の呵責を感じないのでしょうか。

斉藤・小黒被告は捜査段階では強要事実を認める

ところで、被告のうち、斉藤・小黒被告は、捜査段階では、強要の事実を認める供述をしていました。斉藤被告は、「東労組としては、東労組から吉田を脱会させるとともに、それだけでなく、吉田をJR東日本から退職させようとして、今回の事件を起こすことになったのです。今回の事件に関わった個々の組合員の判断で起こした事件ではなく、今回の事件は、東労組という組合の方針として起こした事件でした」と、小黒被告は、「吉田の東労組脱退以後は組合の方針としては、「まだ闘いは終わらない。引き続き吉田を追求し、追いつめていく」という方針で、暗に吉田君に対し退職を迫るといった感じでした」と供述しました。

斉藤被告は、さらに、2001年4月に起こした不祥事に対しJR東労組浦和電車区分会役員から退職を迫られたことへの不満、組合を抜けられたことへの安堵感について供述するとともに、JR東労組に対する怒りの心情を吐露しています。また、吉田氏への行為に対する反省などについても述べています。

5. 政府はJR総連・JR東労組への「革マル派」の浸透を繰り返し指摘

JR総連・JR東労組の「積極攻撃型組織防衛論」や「平和共存否定」といった論理や方針にみられるように、彼らの組織は、他の組織を認めない非常に排他的な性質を持っています。警察庁は「革マル派（日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派）」について、「他党派と共闘することもなく排他性が強いのも特徴です」（警察庁「焦点」258号）と指摘していますが、両者の性質が似ているのは偶然なのでしょうか。

内閣総理大臣名による「政府答弁書」や、国会審議における警察庁警備局長らの答弁では、JR総連、JR東労組内に「影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透している」と繰り返し指摘してきました。その一部を紹介します。



○山下八洲夫参議院議員提出「JR総連・JR東労組などJR労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問主意書」に対する政府答弁書
 (2006年5月12日) [抄]

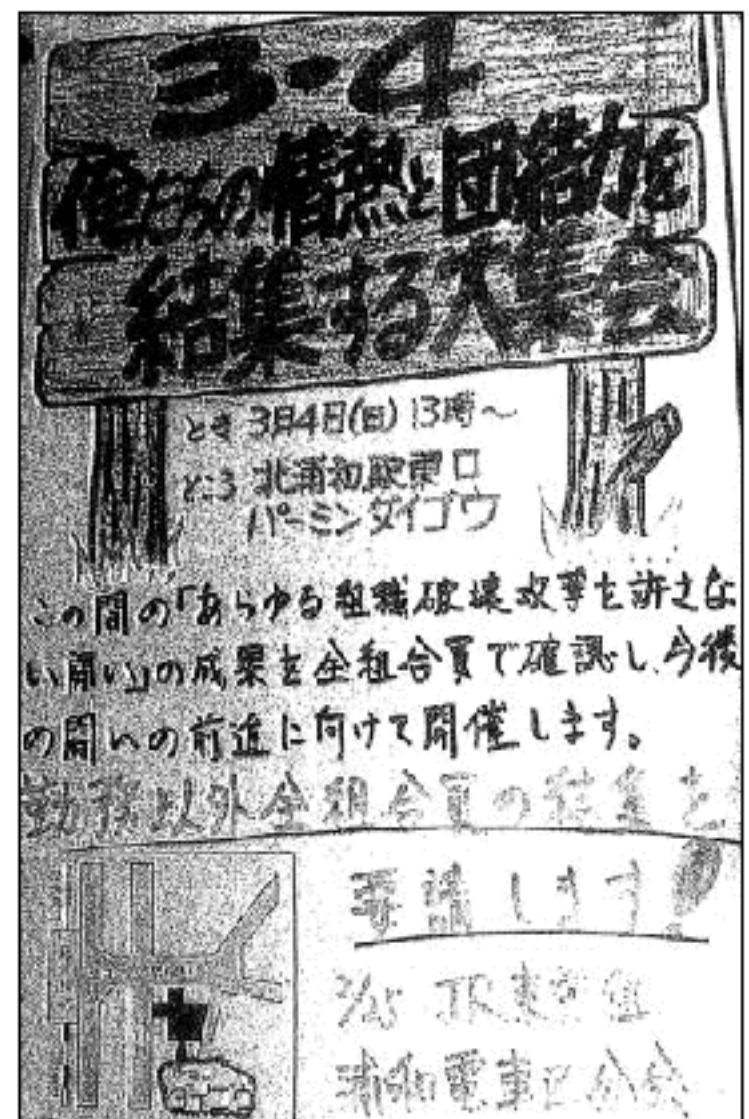
日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派(以下「革マル派」という。)は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、約五千四百人の活動家等を擁しているとみている。革マル派は、他の極左暴力集団と比較しても非公然性が極めて強い組織であり、これまでにも、火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしているところである。

革マル派は、現在、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、例えば、全日本鉄道労働組合総連合会(以下「JR総連」という。)及び東日本旅客鉄道労働組合(以下「JR東労組」という。)内において、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると思われるところである。

このため、警察としては、JR総連及びJR東労組という公共交通機関の労働組合における革マル派の動向について、公安の維持の観点から重大な関心を払っている。



警察庁発行「焦点259号」
 警察庁は1999年に発行した「焦点」で革マル派の特集を掲載し、JR労働界への浸透に警鐘を鳴らした。革マル派厚木アジトからは「社員をナメルナJR東海経営陣は辞任せよ!」との看板が押収された。



集会参加を周知するJR東労組浦和電車区分会のチラシ。吉田氏の説退を受け、闘いの成果を全組合員で確認する、としている。この集会では「闘争勝利宣言」が読み上げられ、吉田氏を題材とした寸劇が演じられるなどした。

さらに、浦和電車区事件の被告7名が逮捕された際、朝日新聞は「梁次容疑者がJR東労組内の「マンガロープ」と呼ばれる革マル派組織の幹部で、事件の中心人物とみている」と報じました。2003年2月の「政府答弁書」でも、政府は以下のように答えています。

○山下八洲夫参議院議員提出「JR東労組の役員逮捕、家宅搜索及びJR東労組への革マル派浸透に関する質問主意書」に対する政府答弁書（2003年2月18）「抄」

（質問）

本件の中心人物とされるJR東労組幹部役員が革マル派幹部であることの根拠及び同人物の革マル派内での位置付けとJR東労組内での影響力について明らかにされたい。

（答弁）

お尋ねの件で逮捕された七人の中には、革マル派活動家とみられる者がいると承知しているが、現在、当該事件は東京地方裁判所に係属中であるので、具体的な事項については答弁を差し控えたい。

